

5. (1) 地域包括支援センターの設置状況

		設置主体							ブランチ及びサブセンターの設置数		包括支援センター数	市町立中学校数	包括1箇所当り中学校数
		ア 直営	イ 委託	ウ 社会福祉法人 (社協除く)	エ 社会福祉協議会	オ 医療法人	カ 社団法人	キ その他					
									ア ブランチ設置数	イ サブセンター設置数			
1	長崎市		20	11		7	2				20	37	1.9
2	佐世保市		9	4	1	3		1	2		9	24	2.7
3	諫早市	1	4	1		1	2				5	14	2.8
4	大村市	1									1	6	6.0
5	平戸市	1							6		1	8	8.0
6	松浦市	1							2		1	7	7.0
7	対馬市	1							4	1	1	11	11.0
8	壱岐市	1							4		1	4	4.0
9	五島市	1							14	1	1	10	10.0
10	西海市	1								2	1	6	6.0
11	長与町	1									1	3	3.0
12	時津町	1									1	2	2.0
13	東彼杵町	1									1	1	1.0
14	川棚町	1									1	1	1.0
15	波佐見町	1									1	1	1.0
16	小値賀町	1									1	1	1.0
17	佐々町	1									1	1	1.0
18	新上五島町	1									1	4	4.0
19	島原広域		3				3			2	3	20	6.7
合 計		16	36	16	1	11	7	1	32	6	52	161	3.1

出典：包括数は県長寿社会課調べ（令和7年4月1日現在）

学校数は県義務教育課調べ（令和7年4月1日現在）

※ ブランチ： 住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約し、包括支援センターにつながるための「窓口」機能を果たす機関

※ サブセンター： センターの支所の役割を果たす機関